

「まちづくりルール」制度をご存じですか？

～地区の特色を生かした住み良いまちづくり～

地区の皆さんが話し合っ「まちづくりルール」制度を活用することで、建築物に係る近隣トラブルを未然に防ぎ、地区の特性に応じた住み良いまちづくりを進めることができます。

この「まちづくりルール」制度について、秋田市では制度の説明や、ルールづくりのお手伝いをしております。地区のまちづくりを話し合われる際には、お気軽にご相談ください。

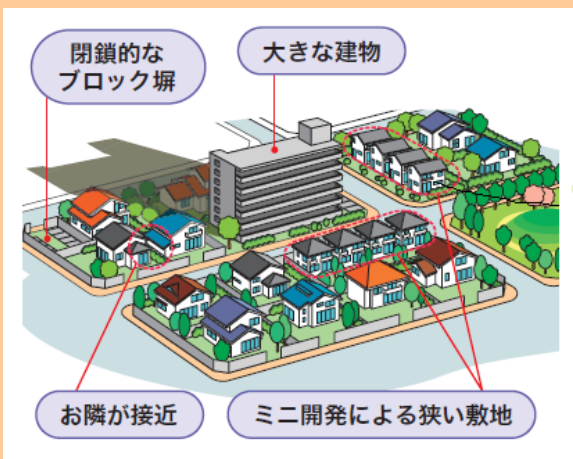


皆さんの“地区”で

こんなことを感じたことはありませんか？

将来、こんなことが起こるかも知れない！

- ・住みやすいまちを将来にわたって守りたい
- ・街並みにゆとりや統一感がほしい
- ・店舗の形態等に関するルールを決めて魅力のある商店街づくりをしたい
- ・緑あふれる美しい街並みや、伝統的な街並みなど、今ある優れた都市景観を残していきたい、また、これから創造していきたい
- ・中高層の建築物が建ち始め、日照、通風、プライバシーの確保が心配
- ・近くに共同住宅や店舗、ホテルなどが建ち始めた（用途の混在）
- ・行止り道路や敷地の細分化、ミニ開発等の無秩序な開発による環境悪化



なぜこんなことが起こるの？

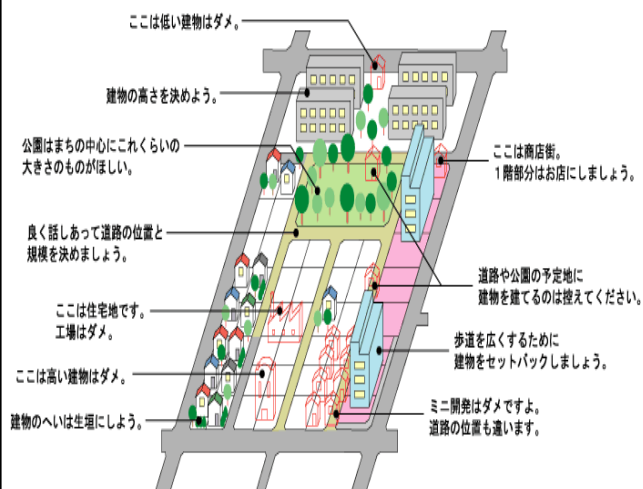
土地の使い方や建物の建て方の基準は、都市計画や建築基準法などで決まっています。
基準に合っさえいれば原則として建物を建てるができます。

**地区の「まちづくり」について
話し合ってみよう！**

市がお手伝いをいたします

まちづくりルール制度の活用

こんなルールをつくるができます



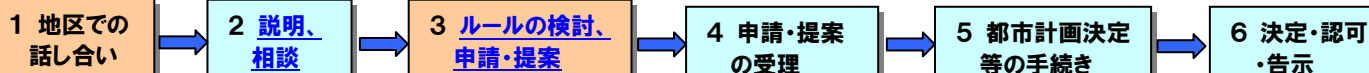
- ・統一感のある戸建て住宅地として、建築物の意匠や高さ制限等を行っている
- ・緑豊かな環境を形成する地区で、緑化の推進及び建築物に関する制限等を行っている



- ・歴史的な街並みを維持・再生するため、建築物の意匠や高さ制限等を行っている
- ・活力とるおいあふれた商店街づくりをするため、建築物・広告物等の壁面位置や形態、意匠の制限を行っている



「まちづくりルール」制度の手続きフロー



地区

1 地区での話し合い

自分の住む地区をより住みやすくするため、地区のみんなで現地を見たり、話し合います。なお、秋田市では、「まちづくりルール」制度等について、職員の派遣による説明等を行っていますので、その際は、お気軽にご相談ください。



3 ルールで決める内容の検討、申請・提案

決められる項目（建築物等の高さや離れ、用途、形態、意匠等）のうちどの項目を選ぶか検討します。その項目に応じて各種制度（地区計画、建築協定等）があります。地区内の住民で合意した案を市に申請・提案します。



市

2 説明・相談

住民が望む、地区の特性に応じた住み良いまちづくりを進められるよう「まちづくりルール」制度等について、市では職員派遣による説明会やまちづくりの情報及び資料提供等のルールづくりのお手伝いをします。



4 申請・提案の受理

申請・提案された内容については、秋田市におけるまちづくりの方向性などを考慮して認可、都市計画決定等の必要性を判断し、場合によっては修正します。

5 都市計画決定等の手続き

- ・地区計画(約9ヶ月)
評価・検討委員会、案の縦覧、都市計画審議会
- ・建築協定(約3ヶ月)
案の縦覧、公開の意見聴聞
- ・都市景観地区(約6ヶ月)
関係権利者の意見聴取、都市環境の創造および保全に関する審議会

6 決定・認可・告示

認可・都市計画決定等の手続きを経て、地区計画の都市計画決定、建築協定の認可などの告示がされ、地区の皆さんが決めた「まちづくりルール」が効力をもちます。



まちづくりの担い手育成

市民協働のまちづくりを進めるため、まちづくりに積極的に関わっていく人材となる、まちづくりの担い手育成を進めています。

◆市民交流サロン（アルヴェ3F）による市民活動支援

- ・ミーティングスペースの提供、活動のアドバイス、講座の開催、情報提供等
(<http://www.alve.jp/salon/index.htm>)

◆秋田市まちづくり地図情報システムの整備・公開

- ・都市計画図、主要地点の映像等まちづくりに関する情報提供の充実

◆市民参加のまちづくりフォーラムの開催

- ・先進的な事例・情報・知識の紹介、個人・団体の交流促進

◆まちづくり担い手育成講座（花咲隊）の実施

- ・ワークショップ形式で市民主体のまちづくりを体感

◆まちづくりルール制度の活用促進

- ・都市計画提案制度、地区計画制度、建築協定制度等のPR、出前講座

▼市民交流サロン（アルヴェ3F）



▼まちづくり地図情報システム

▼まちづくり担い手講座



■問い合わせ先

秋田市都市整備部都市計画課 計画担当

TEL 018-866-2152

FAX 018-865-6957

E-mail ro-urim@city.akita.akita.jp